



新型コロナウイルス感染症の影響により、

条件を満たす人は 保険料の減免が受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した人のうち、下記の条件を満たす人は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けられます。

減免を受けるには、申請が必要です。該当する人は、申請してください。

※申請には、収入額が分かる書類などが必要です。詳しくは担当課へ問い合わせてください

【減免される保険料】

保険料の種類	減免の対象になる保険料	申請・問い合わせ担当課
①国民健康保険税	・納期限が令和3年4月1日～令和4年3月31日のもの	税務課 ☎ 64・6004
②後期高齢者医療保険料	・令和3年度分の保険料で、納期限が令和3年4月1日～令和4年3月31日のもの ・令和2年度分の保険料で、令和3年2月以降に資格を得たことによって、納期限が令和3年4月以降のもの	市民福祉課 ☎ 64・6014
③介護保険料	・納期限が令和2年2月1日～令和4年3月31日の保険料	高齢・障がい者元気支援課 ☎ 64・6012

【申請期限】

①～③のいずれも、令和4年3月31日☎まで

【減免の対象となる人】

●保険料が全額免除される人

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、または、重篤な傷病を負った世帯の人

●保険料の一部が減額される人

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者について

《①国民健康保険税》下表の①～③の全てに該当する人

《②後期高齢者医療保険料》下表の①～③の全てに該当する人

《③介護保険料》下表の①、②の両方に該当する人

一部減額の条件	①収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込み	→	①～③の 共通の条件	
	②収入減少が見込まれる種類の所得以外の、令和2年の所得の合計額が400万円以下			→
	③令和2年の所得合計額が1,000万円以下			→

【減免額】

減免額は、保険料額や所得額、所得に応じた減免割合などを元に算出されます。

詳しくは、市HPを参照してください。

今後の接種予定について

新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種

市では、市民の皆さんに接種券をお届けしていますが、現在、国からのワクチンの供給が予定より遅れています。そのため、今後の接種については、ワクチンの供給状況を見ながら、希望する市民の皆さんができる限り早く接種できるように進めてまいります。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

予約受け付けを再開

市では、一時停止していた接種予約の受け付けについて、個別接種・集団接種とも、WEB予約を中心に再開したところです。

今後の接種については、国からのワクチン供給状況に応じて、予約可能な期間を限定しながら進めてまいります。

期間の更新については、市のWEB予約システムに随時、反映するほか、市HPなどでお知らせします。

予約・変更はこちらから

【市HPのバナーから】



【QRコードから】



【電話でも予約可能】
☎ 64・5654

2回目期間外になる場合は

予約可能期間を限定することで、接種を予約する際、1回目は予約できるが、2回目は期間外のため予約できない場合もあります。

このような場合には、2回目の接種日は市で調整し、個別に通知します（1回目の接種日からおおむね3週間後を目安に調整）。

もし、通知された日に2回目の接種が難しい場合は、期間更新後に、WEB予約システムから変更の手続きを行ってください。

今後の集団接種について

7月号で掲載を予告した、今後の集団接種について、会場は福井県農業協同組合若狭基幹支店（遠敷）となりました。

なお、日程については、WEB予約システムなどで順次、公開します。

■問い合わせ

小浜市新型コロナウイルス接種対策チーム ☎ 64・5654

県の集団接種や職域接種を受ける場合

福井県新型コロナウイルスワクチン接種センターでの集団接種や、企業などによる職域接種については、実施の有無や、申込方法などがそれぞれ異なります。

※県の集団接種や職域接種を利用する場合は、小浜市での接種の予約はできません

●県の集団接種

県のHP（QRコードからアクセス）で予約の状況を確認し、接種を希望する場合は、県のHPから予約してください。



●企業などの職域接種

それぞれの企業などにおいて実施の有無や予定を確認し、申し込んでください。

